

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始
（道路維持課）二二三
（同）二三四

公 示

落札者等に関する公示
土地改良事業計画の変更認可
県営土地改良事業計画の決定
開発行為の工事の完了
（情報システム課）二三四
（農地整備課）二三四
（同）二三四
（建築指導課）二三五
（同）二三五

正 誤

建築基準法に基づく道路の位置指定中訂正
（建築指導課）二二六

告 示

岐阜県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年五月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

第 五 百 九 十 二 号
令 和 七 年 五 月 二 十 三 日
（金曜日）

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	稲羽 沢島線	羽島市下中町城屋敷字成 亥出一一六番一地从先から 同 市同 町加賀野井字 内屋敷官有無番地先（九 三八番四）まで	前	一五・〇	七〇・九	
		羽島市下中町城屋敷字成 亥出一一六番一地从先から 同 市同 町加賀野井字 内屋敷官有無番地先（愛 知県境）まで	後	三・五 四九・三	一、一〇〇・六	

岐阜県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年五月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の日又は告示年月日ほか）
県道	稲羽 沢島線	羽島市下中町城屋敷字村東八〇七番六地先から同市同町加賀野井字内屋敷官有無番地先（愛知県境）まで	八〇・四	令和七・五・二四	平成二四・二・二七 令和七・五・三

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年五月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県統合利用番号連携サーバー構築及び運用・保守業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公称を行った日 令和7年2月7日

4 落札者を決定した日 令和7年3月26日

5 落札者の住所及び氏名 兵庫県伊丹市御願塚三丁目1番18号

株式会社システム・エージ

代表取締役 上田 隆

6 落札金額 76,505,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部未来創成局情報システム課地域情報係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和七年五月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
岐阜市佐野土地改良区	岐阜市佐野土地改良区	令和七・五・九

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることが出来る。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の

翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年五月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営中山間地域総合整備事業

地区名 美濃関地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年五月二十三日から

令和七年六月十二日まで

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和七年五月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

開発許可（変更許可）
番号及び年月日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県指令岐西建築
第一三九号の三
令和 七・一・二二

羽島郡笠松町田代字社古地一〇五〇番一及び一〇五二番一

岐阜県岐阜市長住町五丁目八番地
國六株式会社
代表取締役 國 井 重 宏

開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画

法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和七年五月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

開発許可（変更許可）
番号及び年月日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

公共施設の種類

公共施設の位置及び区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県指令岐西建築
第一七六号の二〇
令和 六・二・二〇
岐阜県指令岐西建築
第一四八号の二三
令和 六・一・二〇

羽島市江吉良町字舟橋前二七五〇番
外三〇筆及び羽島市所管法定外公共
物（道路及び水路）

道路
下水道
消防の用に
供する貯水
施設

開発登録簿
による

岐阜県各務原市鵜沼朝日町四丁目二二五番
地一
株式会社鏡水産
代表取締役 北 園 晃

正 誤

(原稿誤り)

令和七年四月三十日第五百八十五号 建築基準法に基づく道路の位置指定(岐阜県告示

示第二百二十五号)一八二頁上段の表中

岐阜県指令
東建築第九
二号の八

は、

岐阜県指令
東建築第九
二号の九

の誤り。

令和七年五月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社